

浜長保険センター安全だより

令和4年12月13日
 浜長保険センター 第73号
 電話 079-246-2561
 FAX 079-246-2571



師走を迎え何かと気忙しくなりました。寅から卯にバトンタッチすることになりますが、皆様には、本年、ご活躍とご発展の一年だったかと推察致します。新年は、ぴょんと跳ねるウサギにあやかり、飛躍する年、向上する年であることを願っています。



道路交通法は、交通情勢の変化に応じて順次改正されています。改正点は、新聞・テレビ等で報道されますが、タイミングが合わなければ見過ごすことがあります。改正点の中から身近な内容を抜粋しました。

1 高速自動車国道(加速車線及び減速車線)に関する最高速度の見直し(令和2年4月1日施行)

高速自動車国道の本線車道に接する加速車線又は減速車線を通行する場合の法定最高速度を本線車道と同様に時速100kmなどにするようになりました。

本線車道以外の加速車線、減速車線は、法定速度60kmでしたが、「高速自動車国道の本線車道及び加速車線、減速車線の最高速度は時速100kmとする」(道路交通法施行令第11条)と改正されました。

2 携帯電話使用等対策の推進に関する規定の整備(令和元年12月1日施行)

運転中の携帯電話の使用等に起因する交通事故を防止するため、携帯電話使用等に関する罰則が強化されました。



(1) 携帯電話使用等に関する罰則の強化

違反行為	点数	罰則	反則金
※1 携帯電話使用等 (交通の危険)	6点	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金	反則行為から除外 (反則金はなく罰金)
※2 携帯電話使用等 (保持)	3点	6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金	大型 2万5千円 二輪 1万5千円 普通 1万8千円 原付 1万2千円

※1 携帯電話等を通話のため使用し、又は画像表示用装置を手で保持して、これに表示された画像を注視したことにより、道路における交通の危険を生じさせたもの(交通事故を起こした場合)

※2 携帯電話等を通話のため使用し、又は画像表示用装置を手で保持して、これに表示された画像を注視し、道路における交通の危険を生じさせなかったもの

(2) 免許の効力の仮停止の対象に追加

携帯電話使用等(交通の危険)の違反行為をし、よって交通事故を起こして、人を死亡させ又は傷つけた場合は、免許の効力の仮停止の対象となりました。



(注) 仮停止とは

免許の停止等は、公安委員会による処分ですが、悪質かつ重大な交通事故があった場合に事故発生場所を管轄する署長等が、速やかにその交通事故を起こした者の運転免許の効力を停止し、又は自動車等の運転を禁止することにより、道路交通上の危険を取り除こうとするものです。

3 運転免許証の再交付、運転経歴証明書の交付に関する規定の見直し

- 運転免許証の亡失、汚損等をした場合のほか、記載事項の変更届出等(住所、結婚による名字変更)も再交付を申請することができるようになりました。
- 運転免許証を自主返納した人に加え、運転免許が失効した一定の人にも住所地を管轄する都道府県公安委員会に運転経歴証明書の交付を申請することができるようになりました。

